

○岸田国務大臣 まず、中国公船によるたび重なる領海侵入、これは極めて遺憾なことであり、この領海侵入、確認されるたびに、中国側にはしっかりと抗議をし、申し入れは行っているところです。こうした毅然たる態度は、これからもしっかりと続ければならないと思つています。

加えて、国際社会に対しそうかり発信せよという御指摘をいただきました。

先ほど、委員の話の中にもございましたように、中国が尖閣諸島に関する独自の主張を始めたのは一九七一年以降であると認識をしております。国連機関による調査の結果、東シナ海に石油埋蔵の可能性があるという報告書が一九六九年五月に発表されており、その後、国際的な注目がこの地域に集中し、そして一九七一年以降、中国が独自の主張を始めたと認識をしております。

そして、一九五〇年代、六〇年代、尖閣諸島が日本政府としては、それら資料の一部を既に外務省のホームページに掲載するなど、尖閣諸島に関する国際的な情報発信を行う上で積極的に活用しているところです。

そして、きょうも貴重な資料を御指摘いただきました。こうした資料も含め、ぜひ、さまざまながら、戦略的な対外発信を続けていかなければならぬと認識をいたします。

○原田義委員 続いて安倍総理にお願いしたいと思います。

今、外務大臣にお答えいただきましたけれども、おかげさまで昨年の十一月、日中首脳会談が実現しました。私は、この機会に、習近平主席にも全く同じことを言つていただきたいと思います。公船でよその領海を荒らすようなことは断固としてやめてくれということをございます。

とりわけ、この資料で、習近平さんが恐らく尊敬しておられるだらう毛沢東主席、御先祖がここ

までしつかりとした資料を残してくれているわけありますから、ぜひそのことをお話ししていました。だいたいと思うのと、もう一つは、安倍総理が、とりと統けていかなければならないと思つています。

う、どちらが正しいのか、どちらが間違っているのかということを判断してもらうことが私は必要だらうと思っておりますので、ぜひその二つ、対

中、習近平さんに対して、そしてやはり国際社会に対して、ぜひとも訴えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○安倍内閣総理大臣 まさに委員が新しい資料をもってお示しをいただいたように、尖閣諸島は歴史的にもそして国際法上も我が国固有の領土であります。今後ともこの姿勢、今まで一貫してきたわけであります。この姿勢が変わることはありません。現に、我が国はこれを有効に支配しています。したがつて、尖閣諸島をめぐり解決すべき領有権の問題はそもそも存在をしない、これは明らかでございます。

大切なことは、私も昨年のシャンゲリラ会合で海の三原則とすることを主張したわけであります

が、主張するときにはしつかりと国際法にのつとつて主張をする。そして、武力、力による威嚇

は行つてはならない。つまり、力によつて現状変更を試みようとしてはならないということになります。そして、何か問題があれば国際法にのつとつてそれは解決する。これからも、この立場をしつかりと主張していきたい。この主張は、ちなみに、会場にいる多くの国々から支持をされたものであります。

そして、中国が尖閣諸島に関する独自の主張を始めたのは、御指摘のように、一九七一年以降のことです。一八九五年からこの年までは全く中国はその主張をしていなかつた。これ

は、国連機関による調査の結果、東シナ海に石油埋蔵の可能性があるとの報告書が一九六九年五月

に発表され、尖閣諸島に国際的注目が集まつてからのことでありまして、中国公船によるたび重なる領海侵入は、極めて遺憾であります。

我が國の領土、領海、領空は断固として守り抜くとの決意のもと、毅然かつ冷静に対処していく考えでございます。

○原田義委員 力強いお言葉、外務大臣、さらには総理からいただいたところであります。

ちょうどきのうの新聞ですか、南シナ海でも中國がフィリピンとの間で巨大な軍事基地をつくります。よろしくお願いします。

○安倍内閣総理大臣 今まさに委員が新しい資料をもってお示しをいただいたように、尖閣諸島は歴史的にもそして国際法上も我が国固有の領土であります。今後ともこの姿勢、今まで一貫してきました。したがつて、尖閣諸島をめぐり解決すべき領有権の問題はそもそも存在をしない、これ

は明らかでございます。

実は、私もここまで公の場で言つた以上、やはり何かせないかな。政府に頼むだけではだめなのですから、私は、この話を、この地図を持つて

中国大使館にも早速行つてみたいと思っております。その上で、もし許されれば、北京にも行つて、これを断固として突きつけて、もうとにかく、変な侵人はやめるということを言いたいと思います。

そして、私は、それ以上に、また、国際社会にこのことを訴えなきゃいけないという意味では、外国人記者クラブにもあした以降に報道をしておりました。これを国際社会にも訴えていく。これ

は、国際社会はみんな、良識と常識でもつてやつてくれるもの、そう思つてゐるところであります。

最後に、正義なき力は暴力である、力なき正義は無力であるという言葉があります。もう一回言います。正義なき力は暴力である、力なき正義は無力である。これは、インド独立の父のマハトマ・ガンジーが言われたということです。

最後に、正義なき力は暴力である、力なき正義は無力であるという言葉があります。もう一回言います。正義なき力は暴力である、力なき正義は無力である。これは、インド独立の父のマハトマ・ガンジーが言われたということです。

この説明の要は要りません。

日本は常に正しいことを訴えておりますけれども、だからといって、そのことが通ずるとは思いません。正しく、そして強さのパックアップがなければ、それを主張し続けることはできないわけ

でございまして、そういう観点から、ぜひとも安倍内閣が、また、国際社会のために、日本のため

に御活躍いただけますことを心からお願ひ、お祈りいたしまして、私の質問を終わらせていただき

ます。

○大島委員長 これにて原田君の質疑は終了いたしました。

○國重委員 おはようございます。公明党の國重徹でございます。

次に、國重徹君。このような機会をいただきまして、本当にありがとうございました。そうしたことから、きょうただいております。そういうことから、きょう

はまず初めに、ヘイトスピーチに関して何点かお伺いをしたいと思います。

さて、公明党におきましては、昨年九月にヘイトスピーチの問題対策プロジェクトチームが設置されました。私は、その事務局長を務めさせていただいております。そういったことから、きょう

トスピーチの問題対策プロジェクトチームが設置されましたが、私は、その事務局長を務めさせていただいております。そういったことから、きょう

スト記念館を視察されて、その後、次のように演説をされました。一部抜粋になりますが、ここで紹介をさせていただきます。

特定の民族を差別し憎悪の対象とする人が間をどれほど残酷にするのか、そのことを学ぶことができました。差別と戦争のない世界、人権の守られる世界の実現に向け、働き続けなければなりません。さきの大戦終結から七十年、そして、

アウシュビツツ解放以来七十年でもある本年、このような悲劇を二度と繰り返させないとの決意を表明します。

この説明の演説に、私は深い感銘をいたしました。道は険しかろうとも、総理のおっしゃる、差別と戦争のない世界、人権の守られる世界の実現に向けてありとあらゆる努力をしていく、私もそ

うですし、ここにいる議員の皆さんも同じ思いを共有していること思います。

ただ、総理、残念ながら我が国でも、特定の民族や人種に対する差別や憎悪をあおる、いわゆる

ヘイトスピーチを伴うデモが各地で頻発をしておりま

京都の朝鮮学校へのヘイトスピーチをめぐる裁

判においては、ゴキブリ、ウジ虫、朝鮮半島に帰

れ、保健所で処分し、犬の方が賢いなどといつ

た発言が人種差別に当たり、法の保護に値しな

い、違法であるとの判決が、昨年十二月九日の最

高裁判所の決定で確定いたしました。

そこで、総理、イスラエルにおける総理の差別

のない世界の実現という演説、そしてヘイトス

ピーチが人種差別に当たるとの司法判断が下った

ことを踏まえ改めて、ヘイトスピーチを含む人

種差別についての総理の基本的認識をますお伺い

いたします。

○安倍内閣総理大臣 一部の国そして民族を排除

しようという言動や人種差別のあることは、極めて

残念であります。あつてはならないことと考え

ているわけであります。先日のホロコースト博物

館視察では、先ほど御紹介をいただいたように

、特定の民族を差別し憎悪の対象とすることが

人間をどれほど残酷なものにしてしまうのか。

ヘイトスピーチにおいてもそうなんです。もし

その言葉を自分に向けられたらどんな思いがする

のか、自分の子供や家族はどんな感じを持つのか

という、いわば想像をめぐらせば、絶対そんな

ことはしてはならない、言つてはならないといふ

ことはすぐにわかるわけであります。差別感が憎悪を驅り立て、そうした理性的な思考をとめてしまつということではないかと思います。

私自身、差別と戦争のない世界、人権の守られ

る世界の実現に向けて働き続ける決意を明らかに

したところでございますが、確かに、委員がおっしゃるように、まだ道は険しいわけでございま

すが、一人一人の人権が尊重される、豊かで安心できる成熟した社会を実現していくことが重要である、このよう考へております。

○國重委員 ありがとうございます。

総理の今おっしゃられた考へのと、法務省の

人権擁護局は、例えば、「ヘイトスピーチ、許さ

ない。」をメーンコピーとしたポスター、今示して

いるポスターですけれども、こういつたポスター

やリーフレットの配布、インターネット広告の掲

示などを実施しております。これらの取り組みに

ついては、私も評価できるものだと思つております。

ただ、今取り組んでいる対策だけで、被害者の

救済として十分と言えるのか。今月六日、我が党

のヘイトスピーチ問題対策プロジェクトチーム

で、ヘイトデモが繰り返し行われました東京の新

大久保地域に行つてまいりました。そこで地元の

商店店主の皆様を初めさまざまな方からお話を伺つて、より一層の対策を講じていかないといけないと私も実感しているところでございます。

では、いかなる対策が考へられるのか。特定の

個人や団体に対して向けられたヘイトスピーチに

ついては、現行法で名譽毀損罪、侮辱罪等の刑事

罰の対象になり得ます。問題は、不特定多数が属する人種集団全体に向けられたヘイトスピーチでござります。これは、現行法では一般的に刑事罰の対象になります。また、民事でもそれ单独で不法行為と構成することは困難です。

実際にあったヘイトデモにおける発言ですが、

北朝鮮人を強制収容所にぶち込め、たたき出せ、

おまえたち腐れ朝鮮人どもは全ての病原菌のもと

である、こういった聞くにたえないばかり雑言を吐いて町を練り歩く街宣活動をしていて、それが

向かれたるものであれば、これを現行法で対処す

ることは著しく困難です。こういったヘイトデモが毎週のようにこの日本で公然と繰り返し行なわれているんです。

このようしたことから、ヘイトスピーチに対しても法整備をすべきだという意見がございます。昨年八月、国連の人種差別撤廃委員会も、日本政府に

対して、ヘイトスピーチについて法規制をすべき

だという勧告を出しております。各地の地方議会

の多くも、多くとは言いませんけれども、今続々

とですけれども、各地の地方議会も、法整備を含

む対策を国に求める意見書を相次いでまとめてお

ります。

ただ、総理、総理も御存じのとおり、法整備に

ついては、例えば刑事規制は、恣意的な運用に

よつて正当な言論活動まで規制、弾圧される危

険性もございます。したがいまして、憲法二十一條

が保障する表現の自由との関係で慎重な検討が必

要になつてしまります。他方、法整備には、濫用

の危険が伴う刑事規制ではなくて、総理がおつ

しゃつた、人種差別は許さないこういつた理念

を定めた理念法というのも考へられます。

そこで、総理、ヘイトスピーチに対する法整備

について総理がどのように考へか、見解をお伺い

いたします。

○安倍内閣総理大臣 ただいま委員が、実際に

あつた例として発言を紹介されました。そういう

発言があること自体、極めて不愉快、不快であ

り、残念であります。そういう発言をすること自

体が、実はみずからをおとしめていることにな

り、そういう発言が行われると日本をおとしめる

ことにつながる、私はこのよう思います。

他方で、いわゆるヘイトスピーチと言われる言

動の規制については、個々の事情、事案の具体的

状況を検討する必要があり、一概に申し上げることは困難であります。いわゆるヘイトスピーチへの対応としては、現行法の適切な適用のほか、啓発活動により差別の解消につなげていくことが重要である、こういった聞くにたえないばかり雑言を吐いて町を練り歩く街宣活動をしていて、それが

向かれたものであれば、これを現行法で対処す

ることは著しく困難です。こういったヘイトデモが毎週のようにこの日本で公然と繰り返し行なわれているんです。

このようしたことから、ヘイトスピーチに対しても法整備をすべきだという意見がございます。昨年八月、国連の人種差別撤廃委員会も、日本政府に

対して、ヘイトスピーチについて法規制をすべき

だという勧告を出しております。各地の地方議会

の多くも、多くとは言いませんけれども、今続々

とですけれども、各地の地方議会も、法整備を含

む対策を国に求める意見書を相次いでまとめてお

ります。

ただ、総理、総理も御存じのとおり、法整備に

ついては、例えば刑事規制は、恣意的な運用に

よつて正当な言論活動まで規制、弾圧される危

険性もございます。したがいまして、憲法二十一條

が保障する表現の自由との関係で慎重な検討が必

要になつてしまります。他方、法整備には、濫用

の危険が伴う刑事規制ではなくて、総理がおつ

しゃつた、人種差別は許さないこういつた理念

を定めた理念法というのも考へられます。

そこで、総理、ヘイトスピーチに対する法整備

について総理がどのように考へか、見解をお伺い

いたします。

○安倍内閣総理大臣 ただいま委員が、実際に

あつた例として発言を紹介されました。そういう

発言があること自体、極めて不愉快、不快であ

り、残念であります。そういう発言をすること自

体が、実はみずからをおとしめていることにな

り、そういう発言が行われると日本をおとしめる

ことにつながる、私はこのよう思います。

他方で、いわゆるヘイトスピーチと言われる言

動の規制については、個々の事情、事案の具体的

状況を検討する必要があり、一概に申し上げることは困難であります。いわゆるヘイトスピーチへの対応としては、現行法の適切な適用のほか、啓発活動により差別の解消につなげていくことが重要である、こういった聞くにたえないばかり雑言を吐いて町を練り歩く街宣活動をしていて、それが

向かれたものであれば、これを現行法で対処す

ることは著しく困難です。こういったヘイトデモが毎週のようにこの日本で公然と繰り返し行なわれているんです。

このようしたことから、ヘイトスピーチに対しても法整備をすべきだという意見がございます。昨年八月、国連の人種差別撤廃委員会も、日本政府に

対して、ヘイトスピーチについて法規制をすべき

だという勧告を出しております。各地の地方議会

の多くも、多くとは言いませんけれども、今続々

とですけれども、各地の地方議会も、法整備を含

む対策を国に求める意見書を相次いでまとめてお

ります。

ただ、総理、総理も御存じのとおり、法整備に

ついては、例えば刑事規制は、恣意的な運用に

よつて正当な言論活動まで規制、弾圧される危

険性もございます。したがいまして、憲法二十一條

が保障する表現の自由との関係で慎重な検討が必

要になつてしまります。他方、法整備には、濫用

の危険が伴う刑事規制ではなくて、総理がおつ

しゃつた、人種差別は許さないこういつた理念

を定めた理念法というのも考へられます。

そこで、総理、ヘイトスピーチに対する法整備

について総理がどのように考へか、見解をお伺い

いたします。

○安倍内閣総理大臣 ただいま委員が、実際に

あつた例として発言を紹介されました。そういう

発言があること自体、極めて不愉快、不快であ

り、残念であります。そういう発言をすること自

体が、実はみずからをおとしめていることにな

り、そういう発言が行われると日本をおとしめる

ことにつながる、私はこのよう思います。

他方で、いわゆるヘイトスピーチと言われる言

動の規制については、個々の事情、事案の具体的

状況を検討する必要があり、一概に申し上げることは困難であります。いわゆるヘイトスピーチへの対応としては、現行法の適切な適用のほか、啓発活動により差別の解消につなげていくことが重要である、こういった聞くにたえないばかり雑言を吐いて町を練り歩く街宣活動をしていて、それが

向かれたものであれば、これを現行法で対処す

ることは著しく困難です。こういったヘイトデモが毎週のようにこの日本で公然と繰り返し行なわれているんです。

このようしたことから、ヘイトスピーチに対しても法整備をすべきだという意見がございます。昨年八月、国連の人種差別撤廃委員会も、日本政府に

対して、ヘイトスピーチについて法規制をすべき

だという勧告を出しております。各地の地方議会

の多くも、多くとは言いませんけれども、今続々

とですけれども、各地の地方議会も、法整備を含

む対策を国に求める意見書を相次いでまとめてお

ります。

ただ、総理、総理も御存じのとおり、法整備に

ついては、例えば刑事規制は、恣意的な運用に

よつて正当な言論活動まで規制、弾圧される危

険性もございます。したがいまして、憲法二十一條

が保障する表現の自由との関係で慎重な検討が必

要になつてしまります。他方、法整備には、濫用

の危険が伴う刑事規制ではなくて、総理がおつ

しゃつた、人種差別は許さないこういつた理念

を定めた理念法というのも考へられます。

そこで、総理、ヘイトスピーチに対する法整備

について総理がどのように考へか、見解をお伺い

いたします。

○安倍内閣総理大臣 ただいま委員が、実際に

あつた例として発言を紹介されました。そういう

発言があること自体、極めて不愉快、不快であ

り、残念であります。そういう発言をすること自

体が、実はみずからをおとしめていることにな

り、そういう発言が行われると日本をおとしめる

ことにつながる、私はこのよう思います。

他方で、いわゆるヘイトスピーチと言われる言

動の規制については、個々の事情、事案の具体的

状況を検討する必要があり、一概に申し上げることは困難であります。いわゆるヘイトスピーチへの対応としては、現行法の適切な適用のほか、啓発活動により差別の解消につなげていくことが重要である、こういった聞くにたえないばかり雑言を吐いて町を練り歩く街宣活動をしていて、それが

向かれたものであれば、これを現行法で対処す

ることは著しく困難です。こういったヘイトデモが毎週のようにこの日本で公然と繰り返し行なわれているんです。

このようしたことから、ヘイトスピーチに対しても法整備をすべきだという意見がございます。昨年八月、国連の人種差別撤廃委員会も、日本政府に

対して、ヘイトスピーチについて法規制をすべき

だという勧告を出しております。各地の地方議会

の多くも、多くとは言いませんけれども、今続々

とですけれども、各地の地方議会も、法整備を含

む対策を国に求める意見書を相次いでまとめてお

ります。

ただ、総理、総理も御存じのとおり、法整備に

ついては、例えば刑事規制は、恣意的な運用に

よつて正当な言論活動まで規制、弾圧される危

険性もございます。したがいまして、憲法二十一條

が保障する表現の自由との関係で慎重な検討が必

要になつてしまります。他方、法整備には、濫用

の危険が伴う刑事規制ではなくて、総理がおつ

しゃつた、人種差別は許さないこういつた理念

を定めた理念法というのも考へられます。

そこで、総理、ヘイトスピーチに対する法整備

について総理がどのように考へか、見解をお伺い

いたします。

○安倍内閣総理大臣 ただいま委員が、実際に

あつた例として発言を紹介されました。そういう

発言があること自体、極めて不愉快、不快であ

り、残念であります。そういう発言をすること自

体が、実はみずからをおとしめていることにな

り、そういう発言が行われると日本をおとしめる

ことにつながる、私はこのよう思います。

他方で、いわゆるヘイトスピーチと言われる言

動の規制については、個々の事情、事案の具体的

状況を検討する必要があり、一概に申し上げることは困難であります。いわゆるヘイトスピーチへの対応としては、現行法の適切な適用のほか、啓発活動により差別の解消につなげていくことが重要である、こういった聞くにたえないばかり雑言を吐いて町を練り歩く街宣活動をしていて、それが

向かれたものであれば、これを現行法で対処す

ることは著しく困難です。こういったヘイトデモが毎週のようにこの日本で公然と繰り返し行なわれているんです。

このようしたことから、ヘイトスピーチに対しても法整備をすべきだという意見がございます。昨年八月、国連の人種差別撤廃委員会も、日本政府に

対して、ヘイトスピーチについて法規制をすべき

だという勧告を出しております。各地の地方議会

の多くも、多くとは言いませんけれども、今続々

とですけれども、各地の地方議会も、法整備を含

む対策を国に求める意見書を相次いでまとめてお

ります。

ただ、総理、総理も御存じのとおり、法整備に

ついては、例えば刑事規制は、恣意的な運用に

よ

